

## おサイフケータイ対応製品ご利用規則

JCOM 株式会社（以下「当社」といいます）が利用者に提供する本サービス（本規則(1)に定めるものをいい、以下同じとします）は、この「おサイフケータイ対応製品ご利用規則」（以下「本規則」といいます）に従って提供されます。利用者が本規則を承諾されない場合、利用者は本サービス及び対応サービス（本規則(2)に定めるものをいい、以下同じとします）をご利用いただくことはできません。

なお、利用者が未成年の場合は、事前に親権者の方の同意を得た上で本サービスをご利用ください。

### (1)本サービスについて

本サービスとは、本サービス対応製品を専用の読み取り機にかざすことにより利用可能な、(2)に定める対応サービスを利用することができる環境を提供するサービスをいいます。

### (2)対応サービスについて

対応サービスとは、本サービス対応製品に搭載された、FeliCa 方式に対応した IC カード（以下「IC カード」といいます）又は Type A/B 方式に対応した、(4)に定める SIM カード内データを保存できる SIM カードを利用して対応サービスの提供者が提供する各種サービスをいいます。

利用者に対応サービスをご利用するためには、当該対応サービスの提供者との間で別途利用契約を締結する必要があります。対応サービスについて、当社は一切保証いたしません。利用者のご判断でご利用ください。

### (3)本サービス対応製品について

本サービス対応製品とは、当社が販売し、かつ保証する、対応サービスが利用可能な以下の機種及びアクセサリを指します。

- ①おサイフケータイ対応機種[FeliCa]： IC カード搭載、且つ Type A/B 方式非対応のスマートフォン機種
- ②おサイフケータイ対応機種[NFC(FeliCa 非搭載)]： IC カード非搭載、且つ Type A/B 方式対応のスマートフォン機種
- ③おサイフケータイ対応機種[NFC(FeliCa 搭載)]： IC カード搭載、且つ Type A/B 方式対応のスマートフォン機種

※但し、通信先のスマートフォン機種等が当社が別途指定する機種ではない場合、本サービスの一部又は全部がご利用になれない場合があります。また、このようなご利用形態により利用者のご利用製品等に何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いませんので、利用者のご判断でご利用ください。

#### (4)IC カード内のデータ及び SIM カード内のデータについて

・本サービス対応製品に搭載された IC カードに保存されたデータ（電子マネーやポイント等のバリューを含み、以下「IC カード内データ」といいます）及び SIM カードに保存されたデータ（電子マネーやポイント等のバリューを含み、電話帳データ及び SMS データを除きます。以下「SIM カード内データ」といいます）の使用及びその管理については、利用者ご自身の責任で行ってください。

・利用者をご利用されている対応サービスの IC カード内データ及び SIM カード内データの再発行、復元、一時的なお預かり、移し替え等のサービス（以下総称して「バックアップサービス」といいます）は当社では提供しておりません。バックアップサービスは、対応サービスごとに異なります。バックアップサービスの詳細やそのご利用条件（必要な事前手続や料金など）は、利用者ご自身で各対応サービスの提供者にご確認ください。

・IC カード部分以外の故障も含め本サービス対応製品の修理受付時は、IC カード内にデータが残った状態でお預かりすることはできません。利用者ご自身で事前にバックアップサービスを利用して退避いただくか IC カード内データを削除していただく必要があります。また、SIM カードの故障により SIM カードを交換する際も同様に、利用者ご自身で事前にバックアップサービスを利用して退避いただくか SIM カード内データを削除していただく必要があります。

・機種変更、修理、当社都合による SIM カードの変更、ご契約回線の解約による SIM カードの返却などいかなる場合であっても、以下の場合の利用者の損害に対して、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。但し、当社に責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。なお、この場合においても、当社の軽過失によるものである場合、お客さまにてお支払いいただいた端末代金を損害賠償額の上限とするものとします。

- ① バックアップサービスのない対応サービスをご利用されていた場合に IC カード内データ又は SIM カード内データのバックアップが出来ない事に起因する損害
- ② 対応サービスのバックアップサービスをご利用されなかったことにより生じた損害
- ③ 対応サービスのバックアップサービス利用に係わる諸費用
- ④ 利用者自身の操作により IC カード内データ又は SIM カード内データが消失、変化又は削除したことにより生じた損害
- ⑤ (5)に基づき IC カード内データが消去されたことにより生じた損害
- ⑥ IC カード内データ又は SIM カード内データの消失、変化又は削除並びに第三者の不正利用により生じた損害
- ⑦ 対応サービスをご利用できない期間が生じたことにより生じた損害
- ⑧ IC カード内データ又は SIM カード内データが消失又は変化したり、削除された場合の IC カード内データ又は SIM カード内の再発行や復元に係わる諸費用
- ⑨ 利用者からのお申し出に基づき、当社にて IC カード内データを削除、又は SIM カード

返却時に SIM カードを破棄した事により生じた損害

⑩ その他対応サービスに関して生じた損害

(5)IC カード内データ及び SIM カード内データの消去について

IC カード内データをお買い上げ時の状態に戻すために、当社では IC カード内データの消去機能を用意しております。当該機能を利用されると、ご利用中の IC カード内データが全て消去されます。なお、SIM カード内データをお買い上げ時の状態に戻す機能は当社では提供しておりませんので、利用者ご自身で各対応サービス提供者にご確認ください。

(6)IC カード又は SIM カード固有の番号の通知について

対応サービスによっては、利用者が利用している本サービス対応製品に搭載された IC カード又は SIM カードを特定するために、IC カード又は SIM カードの固有の番号が、対応サービスの提供者にインターネットを経由して通知される場合があります。

(7)紛失・不正利用について

本サービス対応製品又は SIM カードの盗難・紛失等により、IC カード内データ又は SIM カード内データが不正利用され利用者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

(8)SIM カードの PIN コード解除不可、PIN ロック状態における動作について

対応サービスは、SIM カードの PIN コード解除ができない場合又は PIN ロック状態となった場合においても、ご利用できますのでご注意ください。

(9)利用制限について

当社は、対応サービス提供者の求めに応じて、利用者に対して事前に通知することなく対応サービスに利用制限をかけることがあります。当該利用制限について当社は一切責任を負いかねますので、詳細については対応サービス提供者にご確認ください。

(10)本サービスの運用について

・当社は、本サービス提供の一時中断のお知らせ等、利用者へのお知らせを行う場合、当社ホームページへの記載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

・本規則は、当社の都合により変更されることがあります。この場合、当社は前項に従い当社のホームページにおいて変更後の本規則の内容を周知するものとし、周知後は別段の定めのない限り、変更後の内容が適用されるものとします。

(11)本サービスの一時中断について

・当社は、以下の場合、利用者に事前に通知又は周知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

①本サービスに係るシステムの保守・点検を行う場合

②火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができない場合

③本サービスに係るシステムの障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合

④当社が、運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断した場合

・当社は、上記の場合により、利用者又は第三者に生じた損害について、本規則に別途定める場合を除き、一切の責任を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失があった場合にはその限りではありません。

(12)本サービスの変更、追加及び廃止について

・当社は、業務上の都合により、利用者に事前に通知又は周知することなく、本サービスの全部若しくは一部を変更、追加又は廃止することがあります。

・本サービスの全部若しくは一部の変更、追加又は廃止が利用者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社はあらかじめその変更、追加又は廃止の内容について本規則(10)に従い、利用者に周知するものとします。当社は、これにより利用者又は第三者に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、一切の責任を負いません。

(13)準拠法について

本規則に関する準拠法は日本国法とします。

(14)合意管轄について

利用者と当社との間で本サービス及び本規則等に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年6月7日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。